

第13回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成30年7月20日(金) 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地のあっせんについて
 - 日程第 8 議案第 5号 平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項について
 - 日程第 9 議案第 6号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 10 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について
 - 日程第 11 報告第 2号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	吉清水 一之
3番委員	吉清水 秀明	宮林 和徳
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員

農業委員	
2番委員	西村 秋良
4番委員	新田 義修
7番委員	齊藤 文一郎
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	小笠原 明
〃	主任主査	海老澤 愛

開会時刻 平成30年7月20日（金） 午前10時00分

議長 只今の出席農業委員は6名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、1番鈴木文雄委員と3番吉清水秀明委員を指名します。

書記には、事務局の小笠原総括主査と海老澤主任主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 （第12回総会開催日の翌日以降の業務を報告する）

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第5条の規程による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

小笠原総括主査 それでは、整理番号1番についてご説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、工藤肇農業委員、吉清水一之推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を、宮林和徳推進委員にお願いします。

宮林推進委員 それでは、私から整理番号1について、平成30年7月13日に工藤肇

農業委員と吉清水一之推進委員と現地調査を実施しましたので、ご報告申し上げます。

申請地の位置は、滝沢市役所から東南へ約2キロメートルのところにあります。

周囲の状況は、北側は小規模な農地と接しているものの、東側は諸葛川、西側は水路、南側は宅地と、三方は農地から分断されている土地となっております。

今回の申請理由は、資材置き場として利用する計画とのことですが。

なお、転用に係る給水及び排水はありません。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響は少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第1号は、原案のとおり、許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転が4件、使用権貸借が1件となっております。

整理番号1番から説明させていただきます。

議案書は9ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上の説明につきまして、補足説明させていただきます。

まず、整理番号1番は、先月の総会で農地中間管理機構へ所有権移転が決まった案件で、今回は農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を活用して認定農業者への有権移転です。

整理番号2番から4番は、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を活用しての有権移転になります。整理番号5番及び6番は、農地中間管理事業を活用しての貸借です。なお整理番号4番から6番は平成30年5月30日に開催されましたあっせん会議において決定した案件に

なります。

以上、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、整理番号2番から6番につきましては、同上18条第3項ただし書きに、農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないこととされておりますことから、本案件に関する調査書の添付をしておりませんことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、整理番号1番の案件については、平成30年6月21日の総会で報告しておりますので、整理番号2番から6番までについての現地調査報告を行います。

議長 現地調査報告を、吉清水一之推進委員に報告をお願いします。

吉清水推進委員 それでは、私の方から整理番号2番から6番について、ご報告申し上げます。

現地は全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第2号の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号、農用地利用集積計画の策定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを説明いたします。

議案書は14ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について、補足説明いたします。

整理番号1の権利の設定を受けるものは、地域農業マスタープランに今後の地域の中心となる経営体として位置づけられております。経営面積、従事日数など意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、議案第2号整理番号5番及び6番で報告しておりますので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地のあっせんについてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地のあっせんにつきましては、農地の貸借が1件となっております。議案書は17ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 ここで、暫時休憩します。

(10時23分休憩)

(10時30分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、あつせんすることに決定してよろしいか賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号については、あつせんすることに決定しました。
整理番号1番のあつせん委員につきましては、2番西村秋良農業委員、藤村与志夫推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、整理番号1番については、2番西村秋良農業委員、藤村与志夫推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあつせん委員とすることに決定しました。

議長 日程第8、議案第5号、平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村事務局長 議案第5号につきまして説明します。
議案書は19ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 これより質疑に入ります。

工藤農業委員 滝沢市に中山間地はあるのですか。

田村事務局長 地域指定としては、ありません。

工藤農業委員 ないのに、「中山間地等地域対策」について要望するのですか。

田村事務局長 岩手県農業会議から示されているこの、「中山間地等地域対策」の要望項目の中に、滝沢市で活用している、多面的機能支払交付金などが含まれているため、この「中山間地等地域対策」の項目のなかで要望したいと考えております。

議長 その他ご質問はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号、平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項について、農政小委員会に提案事項の集約及び提案事項の決定を付託することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

小笠原総括主査 議案第6号農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説明いたします。案件は1件です。
議案書は25ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について、補足説明いたします。

申請地は、平成14年に農地法第4条の許可を受けて、農業用施設であります堆肥舎等の建設を行い現在までに15年程経過しております。農地法の適用外の認定につきましては、一般的に多く該当する要件は、農地以外になってから20年以上経過しているもの、という要件でございますが、それ以外にも、「農地転用の許可を受けて転用された土地」、という要件がございます。今回の案件は、この「農地転用の許可を受けて転用された土地」という要件に合致するものであり、やむを得ないものと考えます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、宮林和徳推進委員にお願いします。

宮林推進委員 議案第6号整理番号1番について、平成30年7月18日に地現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

申請地の位置は、清掃センターから北東へ約1kmのところであり、現状は宅地で、周囲の状況は、北側及び南側が山林、西側及び東側は農地となっております。

この土地は、平成14年に農地法第4条による農地転用の許可を受けて、堆肥舎の建設及び作業通路等を整備したとのことです。

本来であれば、堆肥舎等の建設が完了した後に、地目変更の登記を行うべきところでしたが、忘れて行わないまま現在に至っているとのことです。

以上について現地調査の結果、現在は堆肥舎等が建っており農地性はなく、周囲への影響も少ないと考えられることから、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10報告第1号、農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地法第3条の3第1項の規程による確認事務について報告いたします。議案書は28ページ及び29ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第11報告第2号、農地転用届出の確認事務報告について事務局より報告させます。

小笠原総括主査 報告第2号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。議案書は31ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、第13回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成30年7月20日 午前10時50分

議 長

会議録署名人 1 番委員

会議録署名人 3 番委員

これは原本である。

平成30年 7月20日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一